

# ご契約内容のお知らせ ハンドブック

安心して保障を受けていただけるように、ご家族と一緒にご確認をお願いします。

PAGE  
1-2

どんな内容  
だつたかな？

私の保険って

PAGE  
3

先月まで  
入院していたけど

保険会社に  
連絡していなかつたかも

PAGE  
4

万一に備えて

家族と  
保険の話を  
しておこう

PAGE  
5

住所や  
電話番号が  
変わつたけど

どうしたらしいかな？



JP かんぽ生命  
INSURANCE

ハンドブックと『ご契約内容のお知らせ』を組み合わせてチェック!

Step1 ハンドブックの  
P1-P2を開く。

Step2 ハンドブックの横に  
『ご契約内容の  
お知らせ』を置く。

Step3 同じマークのある  
矢印を合わせる。



Check  
1

## ご加入状況とご契約内容について

加入件数



1

月額  
保険料  
払込中の



2

ご契約の内訳



3

保険金額等



4

消滅したご契約



5

ご加入されている件数を記載しています。



ご加入いただいている件数はご認識と合っていますか？

払込中契約の月額保険料※を記載しています。



払込中契約の月額保険料※はご認識と合っていますか？

※ご契約いただいた月額保険料を前納されている場合も前納払込みによる割引を適用する前の月額保険料を掲載しています。このため、実際にお支払いいただいている保険料とは異なる場合があります。

※契約種類によっては、一時払保険料等を記載しています。

ご加入されている保険種類や被保険者さま（保障の対象となる方）のお名前を記載しています。



ご契約ごとの保障の対象となる方は、ご認識と合っていますか？

被保険者さま（保障の対象となる方）ごとの保険金額等を記載しています。



保険料や保険金額等はご意向に沿っていますか？

満期・解約・失効等で保障が終了した契約について記載しています。



消滅日に保障が終了していますが、ご認識と合っていますか？



保険金等の請求をお忘れではありませんか？

満期保険金、生存保険金、年金、学資祝金、健康祝金、解約返戻金（還付金）、失効返戻金（還付金）が未請求の場合、「未請求保険金等」欄に記載しています。



ご不明な点がある場合にはお気軽に、  
担当局所もしくはかんぽコールセンター

(0120-552-950) にお問い合わせください。

受付時間 平日9:00 - 21:00 土日・休日 9:00 - 17:00  
(1月1日 - 1月3日を除きます)

よくあるご質問は  
こちらから



## ご加入中の基本契約や特約の種類を記載しています。



ご加入いただいている基本契約や特約の種類は、ご認識と合っていますか？



## 現在お支払いいただいている保険料や「払込期間終期※」など、払込状況を記載しています。



「最新の払込日」「払込期間終期」は、ご認識と合っていますか？



※「払込期間終期」に記載されている日まで保険料の払込みが必要になります。ただし、「保険料払込状況」欄に「払込完了」と記載されている場合は、すでに全期間分の保険料をお支払いいただいているため、保険料の払込みは不要です。

## 保険金受取人等のご指定状況やご請求もれについて

## 死亡保険金、満期保険金、入院保険金、年金等、主な保障内容を記載しています。



保障内容はご認識と合っていますか？



保険金等のご請求もれはありませんか？



詳細を本資料の3ページに記載していますのでご確認ください。

## 保険金受取人を記載しています。



保険金受取人をご指定されていますか？ご変更はございませんか？

死亡保険金受取人がご指定されていない、または被保険者さまが死亡する前に死亡保険金受取人が死亡している場合は、被保険者さまの遺族<sup>\*</sup>が死亡保険金受取人になりますが相続人と範囲が異なります。相続人であっても死亡保険金をお受け取りできない場合があるほか、戸籍謄本などの多くの書類をご準備いただく必要があるため、保険金受取人のご指定状況をご確認ください。

<sup>\*</sup> 遺族には、民法に定められている代襲相続と同様の仕組みはなく、ひ孫・甥姪等は含まれません。

## 指定代理請求人◆を記載しています。



指定代理請求人をご指定されていますか？ご変更はございませんか？

被保険者さま（はじめのかんぽの場合は、ご契約者さま）に保険金等をご請求いただけない当社所定の事情がある場合、指定代理請求人から保険金等をご請求いただけます。

## 契約者代理人◆を記載しています。



契約者代理人をご指定されていますか？ご変更はございませんか？

「契約者代理制度」については、本資料の3ページに記載していますのでご確認ください。

## 登録ご家族◆を記載しています。



ご家族をご登録されていますか？ご変更はございませんか？

「ご家族登録制度」については、本資料の4ページに記載していますのでご確認ください。

◆指定代理請求人、契約者代理人、登録ご家族を指定・登録いただく際は、将来にわたり、より確実にご対応いただける若い世代の方（お子さま、お孫さまなど）を指定・登録いただくことを推奨しています。

# 保険金等のご請求もれはありますか？

## 被保険者さま（保障の対象となる方）が入院・手術等されていませんか？

入院保険金・手術保険金等のご請求もれがないか被保険者さまにご確認をお願いいたします。



## 医療機関が発行する領収書等でご請求が可能です。

入院保険金・手術保険金等のご請求については、一部のケースを除いて診断書は不要です。

ご利用条件は  
こちらから



## 2023年5月7日以前に、新型コロナウイルス感染症により、宿泊療養・自宅療養をされた場合はお支払いの対象となることがあります。

新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明し、宿泊施設等において療養されたときや自宅療養されたときにおいても、お支払いの対象となる場合がありますので、入院保険金等のご請求もれがないか被保険者さまにご確認をお願いいたします。なお、自治体等による宿泊・自宅療養に係る証明書類の発行には期限がある場合がありますので、ご注意ください。

### ●宿泊・自宅療養された方の診断日別のお支払い対象

診断日	入院保険金のお支払い対象
2022年9月25日以前	○：罹患された方全員
2022年9月26日～2023年5月7日	△：重症化リスクが高い方のみ
2023年5月8日以降	×：お支払い対象になりません

詳細はこちらから



## 終身保険、養老保険などには死亡保障のほか、重度障がい状態・身体障がい状態を保障する保険契約もあります。

例えば、両目が見えなくなった場合等でその症状が固定し、回復の見込みがない場合に重度障がい状態または身体障がい状態に該当し、保険金のお支払い等の対象となる場合があります。なお、保険金をお受け取りいただく方法のほか、保険料払込期間中に上記の状態に該当した場合には、保険料の払込みを不要とした上で、保険契約を継続する方法もあります。

障がい状態の  
ご確認については  
こちらから



# ご契約者さまに安心をプラスする制度です

かんぽ生命の「契約者代理制度」は、ご契約者さまがご契約に関するお手続きを行う意思表示ができない場合\*に、ご契約者さまに代わり、あらかじめ指定された契約者代理人がご契約に関するお手続きを行うことができる制度です。ご契約者さまに安心をプラスすることができますので、ぜひご利用ください。なお、「契約者代理制度」のご指定・ご変更に伴うお手続きについては、本資料の5ページをご確認ください。

\*かんぽ生命が認めた場合に限ります。

「契約者代理制度」をご利用いただく場合は、「ご家族登録制度」も併せてご利用いただくことが必要です。

# ご家族のみなさまにも契約内容をお伝えしていますか？

ご契約者さまに「万が一」のことがあった場合に備え、保険契約の内容についてご家族のみなさまにも知っておいていただくことが大切です。かんぽ生命の「ご家族登録制度」では、ご契約者さまに代わり、ご登録されたご家族が保険契約の内容についてスムーズにご確認することができますので、ぜひご利用ください。なお、「ご家族登録制度」のご登録・ご変更に伴うお手続きについては、本資料の5ページをご確認ください。

## 保険契約の税法上の取り扱いについて

詳しくは税務署等にご相談ください。

- 保険金にかかる税金は、**ご契約者さま・被保険者さま（保障の対象となる方）・保険金受取人の関係によって異なります。**

ご契約者さまと実際の保険料負担者が異なる場合、生命保険料控除の申告は実際に保険料をご負担されている方が申告いただくほか、保険金受取人との関係によっては、保険金などのお受け取りの際に贈与税等の課税対象となる場合があります。

### (1) 満期保険金・生存保険金の課税の取り扱い

契約形態 ※こちらは、一例です。	契約者	被保険者	保険金受取人	税の種類
契約者と保険金受取人が同一人のとき		夫(A)		所得税(一時所得)・住民税
契約者と保険金受取人が別人のとき		夫(A)		贈与税

### (2) 死亡保険金の課税の取り扱い

契約形態 ※こちらは、一例です。	契約者	被保険者	保険金受取人	税の種類
契約者と被保険者が同一人のとき				相続税
契約者と保険金受取人が同一人のとき				所得税(一時所得)・住民税
契約者、被保険者、保険金受取人がそれぞれ別人のとき				贈与税

#### ⚠ ご注意

●2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の課税対象となる場合は、復興特別所得税についても課税対象となります。●2024年3月現在に適用されている税制に基づき記載しています。今後、税制が変わる場合もあります。一般

的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは個々の状況によって異なる可能性もあります。●保険種類やご契約の内容によって課税の取り扱いが異なる場合があります。

## お客さま向け付帯サービス

かんぽ生命のご加入者さまと、そのご家族向けの無料相談サービスです。

<b>くらしと介護サポート</b> 幅広い介護の悩みにお応え <b>0120-762-577</b> 受付時間 平日(水曜除く)・土曜9:00-20:00 (日曜・祝日・12/29-1/3を除く)	<b>かんぽ健康・医療・介護・育児相談ダイヤル</b> <b>0120-665-770</b> 受付時間 24時間年中無休	<b>かんぽ「くらしの税」の情報ダイヤル</b> <b>0120-565-088</b> 受付時間 平日・土曜 10:00-18:00 (日曜・祝日・12/29-1/4を除く)
--	---	---

郵便局の終活日和	相続手続・遺言書・介護および葬儀といったお困りごとにお応え	<b>生活相談ダイヤル</b> <b>0120-65-3741</b> 受付時間 平日9:00-20:00(土日祝日・年末年始を除く)	<b>葬儀専用ダイヤル</b> <b>0120-999-560</b> 受付時間 24時間年中無休
----------	-------------------------------	---	---

※付帯サービスは提供事業者が運営しています。かんぽ生命の保険契約による保障内容ではありません。

※ご利用にあたっては、事前に契約者さまの保険証券(書)記号番号をご確認ください。

※提携事業者と契約し、サービス提供を受ける際には費用が発生します。詳しくはかんぽ生命のホームページをご覧ください。

# 住所や電話番号などにご変更はありませんか？

大切なご案内ができなくなるおそれがあるため、ご変更がありましたら、必要書類をご確認の上、担当局所または最寄りの郵便局でお手続きをお願いします。



マークのついているお手続きについては、マイページでも可能です。



お手続きの種類	必要な書類等					
	個人番号カードなどの本人確認書類	が分かかるもの	保険証券(書)記号番号	口座のお届け印	被保険者さまの確認できる書類	契約者名義の通帳もしくは口座番号の記載があるキャッシュカード
住所の変更 電話番号(携帯・固定)の登録・変更 かんぽコールセンター(0120-552-950) でもお手続きいただけます						
氏名の変更						
保険金受取人や指定代理請求人の指定・変更						
契約者代理人の指定・変更						
登録ご家族の登録・変更						
保険料振替(引き落とし)口座の指定・変更						 
満期保険金等のお受取口座(振込先口座)の指定・変更						 
マイナンバー(個人番号)の提示 保険金のご請求時に提示をお願いします			※個人番号カードなどの顔写真がある証明書類の場合は1種類、顔写真がない証明書類の場合は2種類が必要です			
入院・手術保険金の請求 被保険者さまがお手続きください。 ただし、学資保険(はじめのかんぽ)の場合は、ご契約者さまがお手続きください		ご請求いただく保険金により必要書類が異なりますので、詳しくは「ご契約内容のお知らせ」に記載の担当局所もしくはかんぽコールセンターまでお問い合わせください。かんぽ生命Webサイトでもご確認いただけます。 なお、同サイトの保険金請求Webサービスでは、土日・祝日も、夜間でもご請求いただけます。				

## アンケートご協力のお願い

各種お手続きをいただいた方に、アンケートをお願いする場合があります。  
かんぽ生命からショートメッセージ(SMS)をお送りしますので、ご負担のない範囲でご回答・ご協力ををお願いいたします。

詳細はこちらから



かんぽ生命では、みなさまからいただいた貴重なご意見やご要望をしっかりと経営に活かしてまいります。